

標準必須特許を巡る紛争解決について

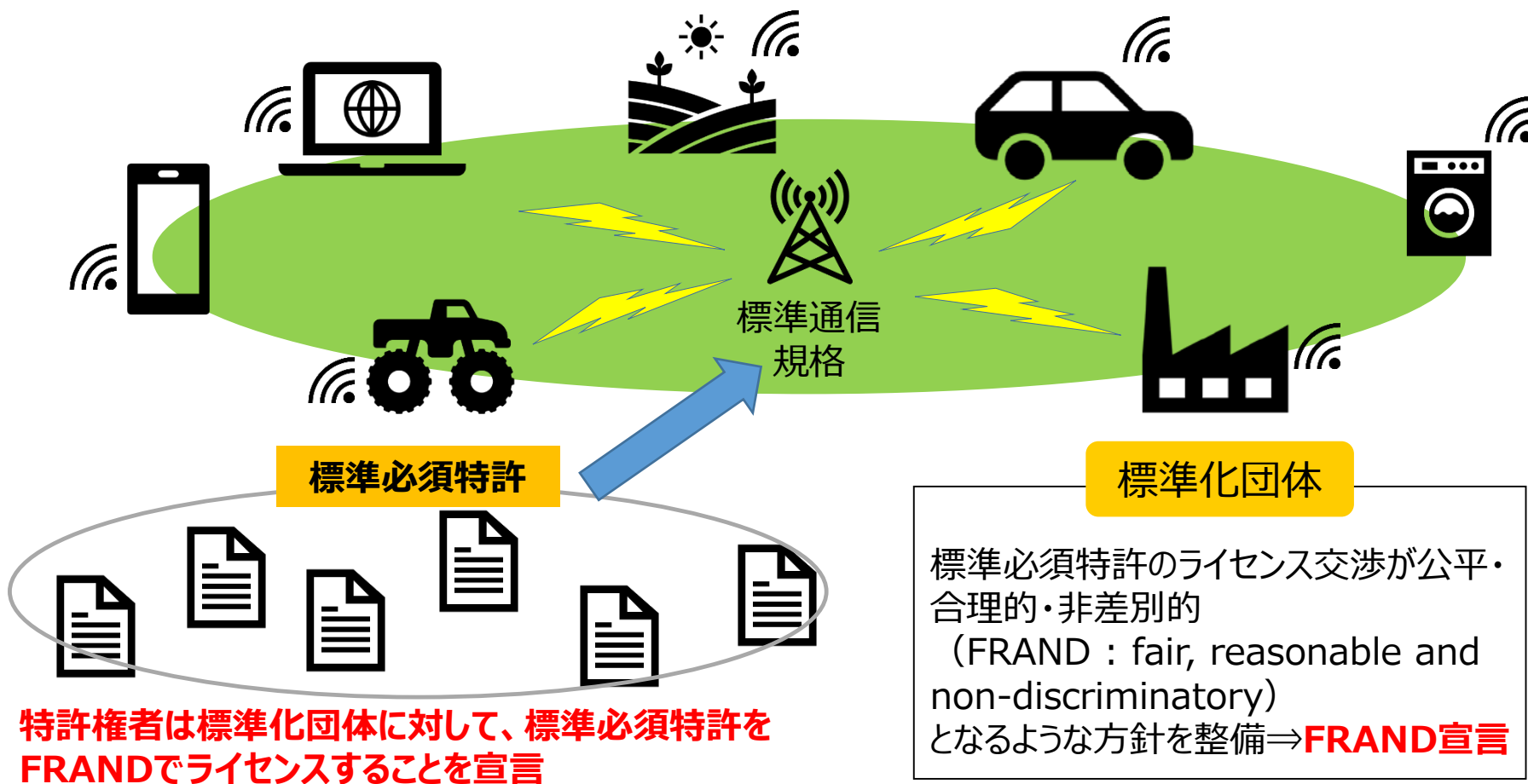
2021年2月25日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

標準必須特許、FRAND宣言とは

第2回構想委員会
事務局説明資料p.16の再掲

- 標準必須特許とは、標準規格の実施に不可欠な特許
- あらゆるモノが通信技術でつながるIoT時代においては、あらゆるモノが通信規格に係る標準必須特許を利用
- 標準化団体や各国の裁判例を通じて、標準必須特許を巡る課題の解決が図られてきた



○標準必須特許は、実施者の方が大多数になって、**権利者の方が少数という現実**があり、アクセス中心に考えられがち。人材養成やイノベーション投資といった観点からは、**標準必須特許の権利者に十分な投資を勧奨しないと、欧米や中国との差がついてしまうことを非常に懸念**している。両方のバランスをとった政策を作してほしい。

○日本が国際標準を取ったとしても、日本の特許に全くメリットがないということになると、その市場を失うような例もある。**特許と標準のバランス**をとることが重要。

○**ドイツ**では、デュッセルドルフ地裁はCJEUに質問を付託したものの、**既に最高裁で License to allか Access for allかについての答えは間接的に出している**、ほかの下級審はそれに従っている状況。

○標準必須特許に関して、今、スマート農業の農林水産分野、食品分野と工業技術分野との融合も推進されているところで、このような異業種間というのも今注目されている。異業種間だけではなくて、同業種間についての標準必須特許の利用というようなことも活発化しているところ、**どのような分野について、どのようなフレームワークや手法によって解決を図るべきか**というのは、**それぞれの業種によっても若干違って**いて、日本で権利者側が強いような分野もあれば、また、弱いような分野もあるため、いろいろ**バランスを図って考えていかなければいけない**。

- 実施者側はホールドアップ問題を、権利者側はホールドアウト問題をそれぞれ強調。

実施者側の主張

ホールドアップ

権利者

標準必須特許権者



実施者

標準規格利用者



重要な社会インフラやサービスを提供する事業が、その事業の遂行に不可欠な標準必須特許を使用しており、差止めの脅威に直面するという問題

権利者側の主張

ホールドアウト

権利者

標準必須特許権者



実施者

標準規格利用者



実施者が、特許権者からのライセンス交渉の申し込みを受けたのに、標準必須特許については差止めが認められないだろうと見込んで、誠実に対応しようとしていないという問題

- 公平・合理的・非差別的（FRAND : fair, reasonable and non-discriminatory）なライセンスの解釈を巡る議論
- 標準必須特許を巡るライセンス交渉において、どう行動すれば「誠実な交渉態度」と認められ、実施者は差止めを回避できるかが論点

① 誠実な交渉プロセス

- 各交渉段階で特許権者・実施者がそれぞれどのような対応をとるべきか

② ライセンス交渉の主体

- サプライチェーンの中で誰がライセンス契約の締結主体となるべきか

③ ロイヤルティの算定方法

（１）合理的なロイヤルティ

- 算定の基礎、料率をどのように決定すべきか

（２）非差別的なロイヤルティ

- 用途に応じてライセンス料率や額を変えることは差別的か

- 自社の強みである技術を知財で保護しつつ、標準の活用による自社に有利な市場拡大を図っていく戦略の重要性が高まる一方、IoT技術の浸透に伴い、通信技術に係る**標準必須特許の権利者と利用者の紛争リスク**は高まっている。
- こうした紛争解決のルール形成に向け、諸外国の行政当局や裁判所が取り組んでいる中、**日本としても、標準必須特許を巡る紛争解決における予見可能性や透明性を高める方策について検討し、ルール形成に関与していくべきではないか。**

検討課題

① 標準と知財を活用した効果的な戦略の検証

- 標準と知財の戦略を効果的に組み合わせ、**知財により利益を確保しながら市場の拡大を図る戦略の在り方**について、様々な事例を検証しつつ検討。

② 標準必須特許を巡る紛争解決の在り方の検討

- 標準必須特許を巡る異業種間の紛争について、**どのようなフレームワークや手法によって解決を図るべきか**について検討。